



山形県公報

平成17年4月15日(金)

号 外(33)

目 次

規 則

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... (障害福祉課) ... 1

規 則

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第40号

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成16年10月県条例第51号)第2条の規定の施行期日は、平成17年4月18日とする。

平成17年4月15日印刷
平成17年4月15日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056